

特定非営利活動法人日本歯周病学会 歯周組織再生医学賞規程

(趣 旨)

第1条 この規程は日本歯周病学会定款細則第43条の規定により、歯周組織再生に関する優れた研究を発表した研究者を表彰するために、日本歯周病学会歯周組織再生医学賞（以下、「本賞」という）を設け、必要な事項を定める。

(種 類)

第2条 本賞の種類は次の通りとする。

(1) 歯周組織再生医学優秀発表賞（英文名 JSP Outstanding Presentation Award for Periodontal Regenerative Medicine, 以下「優秀発表賞」という）

日本歯周病学会各学術大会においてポスター発表された歯周組織再生に関する優れた研究（臨床・基礎は問わない）及び筆頭演者を表彰する。但し症例報告は対象としない。

(2) 歯周組織再生医学優秀論文賞（英文名 JSP Best Paper Award for Periodontal Regenerative Medicine, 以下「優秀論文賞」という）

前年1月～12月に掲載あるいはアクセプトされた歯周組織再生に関する論文（臨床・基礎は問わず、幹細胞研究等も対象）及び著者を表彰する。但し症例報告は対象としない。

2 前項 (1) および (2) における表彰対象は、発表者が選考対象となることを希望した研究発表とする。

(優秀発表賞応募資格)

第3条 優秀発表賞は以下の各号に該当するものとする。

(1) 筆頭演者は申請時点で日本歯周病学会（以下、「本学会という」）会員歴を継続して一年以上有すること。

(2) 過去に筆頭演者として優秀発表賞の受賞歴がないこと

(3) 年齢制限は設けない

(優秀発表賞募集方法)

第4条 優秀発表賞の募集方法は次のとおりとする。

(1) 本学会理事または評議員の推薦により応募するものとする。理事・評議員が応募の場合は自薦可能とする。

(2) 申請者は抄録と共に、氏名、所属、推薦者による推薦理由等を明記した申請書（A4用紙1枚以内、図表等の挿入可）を学会事務局へ送付する。

(優秀発表賞受賞数)

第5条 受賞数は各学術大会2件以内とする。

(優秀発表賞選考方法)

第6条 研究委員会より選考委員長を選出し、選考委員長が選考委員会を主催する。選考委員長は、理事または評議員の内から5名の選考委員を選出し理事長が任命する。但し、推薦者、申請者および共同演者と同一機関の理事または評議員は選考委員になれない。

2 各委員の任期は選考終了時までとする。

3 選考対象は当該学術大会で応募された演題とし、応募演題が7件を超える場合は抄録および申請書による事前書面審査を行って選考対象7件を選出する。評価表は別途定める。得点の上位者より受賞候補を決定し、同得点の場合は委員の協議により決定する。

4 選考にあたっては発表内容等により採点を行う。評価表は別途定める。

5 発表方法は原則、現地発表とする。

(優秀論文賞応募資格)

第7条 優秀論文賞は以下の各号に該当するものとする。

(1) 応募資格を有する者は筆頭著者（equal contributors可）あるいは責任著者に限る（以下、「代表著者」という）

(2) 代表著者は申請時点で本学会会員歴を継続して一年以上有し、日本歯周病学会会誌、本学

- 会学術大会、または臨床研修会で発表歴があること。
- (3) 過去に代表著者として優秀論文賞の受賞歴がないこと
 - (4) 年齢制限は設けない

(優秀論文賞募集方法)

第8条 優秀論文賞の募集方法は次のとおりとする。

- (1) 代表著者は本学会理事または評議員の推薦により応募するものとする。代表著者が理事・評議員の場合は自薦可能とする。
- (2) 代表著者は発表内容の詳細と共に、氏名、所属、推薦者による推薦理由等を明記した申請書(A4用紙2枚以内、図表等の挿入可))を学会事務局へ送付する。

(優秀論文賞受賞数)

第9条 受賞数は毎年2件以内とする。

(優秀論文賞選考方法)

第10条 研究委員会より選考委員長を選出し、選考委員長が選考委員会を主催する。選考委員長は、理事または評議員の内から5名の選考委員を選出し理事長が任命する。但し、推薦者、申請者および共著者と同一機関の理事または評議員は選考委員になれない。

- 2 各委員の任期は選考終了時までとする。
- 3 選考にあたっては申請書、論文内容等により採点を行う。得点の上位より受賞候補を決定し、同得点の場合は委員の協議により決定する。評価表は別途定める。

(表彰等)

第11条 第6条ならびに第10条により選出された受賞候補は、理事会の議を経て受賞と決定する。

- 2 優秀発表賞 筆頭演者に賞状(演題名と共同演者名を記載)と副賞を授与する。
- 3 優秀論文賞 著者全員に賞状(演題名と共同著者名を記載)と副賞を授与する。授賞式では代表著者が登壇して賞状と副賞を授与される。

(規程の改正)

第12条 この規程の改正は、理事会の議を経て行う。

附則

- 1 本賞の副賞は科研製薬株式会社のスポンサーシップによる“KAKEN Award”とする。
- 2 この規程は令和5年5月26日より施行する。